

新潟市敬老祝品贈呈要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長年社会の発展に寄与してきた高齢者に対し、長寿を祝福し、広く市民の老人福祉に対する理解と関心を高め、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする敬老祝品の贈呈に関し必要な事項を定める。

第2条 敬老祝品の贈呈を受けることができる者は、当該年度の9月15日まで引き続き三月以上にわたり本市に居住している者（9月15日以前に死亡又は市外に転出した者を除く。）であって、当該年度の3月30日において100歳であるものとする。

(贈呈品目)

第3条 敬老祝品の贈呈品目は、予算の範囲内において別に定める品とする。

(贈呈時期)

第4条 敬老祝品の贈呈は、原則として9月15日に行うものとする。

ただし、市長が特別の理由があると認めた時は、当該年度の3月末日まで贈呈することができる。

(祝品の返還)

第5条 敬老祝品の贈呈を受けた者について本市に居住の事実がないことが判明した場合には、市長は当該者に敬老祝品を返還させることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、敬老祝品の贈呈に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(合併に伴う特例)

2 平成17年度から平成18年度までの間に限り、編入前の亀田町の区域に9月15日まで引き続き3ヶ月以上居住する者で、当該年度の3月末日において満77歳、満88歳であるものに対するこの要綱の適用については、要綱の本則中「敬老祝金」とあるのは「敬老祝金券」と、「贈呈金額」とあるのは「贈呈金券額」と、「敬老祝金等」とあるのは「敬老祝金券等」とする。

3 平成17年度に限り、巻町の編入の際、現に巻町に居住していた者のうち、巻町の編入の日以後も引き続き旧巻町区域内に居住する者で、同年度の3月末日において満100歳であるものに対する敬老祝金の贈呈については、この要綱の規定にかかわらず、巻町長寿祝金条例（平成3年巻町条例第14号）の例による。

附 則

この要綱は、平成13年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。ただし、附則に第3項を加える改正規定は、同年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。